

首都圏、大阪圏向け動画プロモーション業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年8月
姫 路 市

1 募集の概要

姫路市では、移住先としての本市の認知度を高めることを目的として、昨年度、首都圏や大阪圏へ本市の住みやすさに関するデジタル広告を実施したが、令和7年度に実施したアンケート調査では、依然、移住先としての認知度が低いことが判明した。しかしながら、移住に関するプロモーションは一過性の取組で終わらせることなく、継続して実施することによって、その効果が発現できるものと考えている。そこで、本業務では、昨年度の実施内容を踏まえながら、より効果的な発信となるよう、現在情報発信の主流となっており、大きな広告効果が得られる可能性のある動画を主軸として、Web広告を展開する。また、本業務では特に、未就学児の子を持つ30代の子育て世代に対し、姫路市を「観光のまち」ではなく「子育てしながら安心して暮らせるまち」として訴求し、移住候補地としての認知度向上を図ることを目的に実施するものである。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「広告・番組等制作」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 公告の日において、法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市政策局ひめじ創生戦略室（以下「ひめじ創生戦略室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

電話 (079) 221-2833

FAX (079) 221-2384

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和 8 年（2026 年）8 月 18 日から同年 11 月 4 日まで ただし、本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	ひめじ創生戦略室 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033989.html)

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和 8 年 8 月 1 8 日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和 8 年 9 月 1 日
3	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 9 月 2 日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 8 年 9 月 1 4 日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和 8 年 9 月 1 8 日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和 8 年 1 0 月 2 日
7	提案資料に係る本市からの質問（疑義がある場合）	令和 8 年 1 0 月 7 日
8	提案資料に係る本市からの質問に対する回答期限	令和 8 年 1 0 月 1 3 日
9	契約候補者の特定	令和 8 年 1 0 月 2 1 日（予定）
1 0	契約候補者の通知	令和 8 年 1 0 月 2 1 日（予定）
1 1	契約相手方の決定	令和 8 年 1 0 月 2 7 日（予定）
1 2	契約締結予定	令和 8 年 1 1 月 4 日（予定）
1 3	審査結果の公表	令和 8 年 1 1 月 5 日（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第 2 項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式 1）

(イ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

(ロ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その 3 の 2。法人の場合、税務署様式その 3 の 3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

(エ) 関連企業申告書（様式 2）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 8 年（2026 年）8 月 1 8 日から同年 9 月 1 日まで ただし、本市の休日を除く。
配布場所	ひめじ創生戦略室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手

続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。) (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033989.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

ひめじ創生戦略室

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年8月28日午前9時から同年9月1日午後5時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年9月2日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月14日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりひめじ創生戦略室に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年9月14日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年9月18日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「首都圏、大阪圏向け動画プロモーション業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参する場合は、訪問日時を事前に連絡すること。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、

郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

ひめじ創生戦略室

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年9月30日午前9時から同年10月2日午後5時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料に係る本市からの質疑応答の実施

(1) 提案者は、本市が令和8年10月7日午後4時までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに送付する質疑に対して回答を作成し、下記提出期限までに提出すること。なお、本市において質疑応答を要しない場合は、回答書を送付しない。

ア 提出書類

回答書（様式7）

イ 提出（回答）方法

回答書（様式7）に本市からの質疑に対する回答を記載し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとす

る。)

ウ 提出場所（送信先アドレス）

ひめじ創生戦略室（chihou-chiiki@city.himeji.lg.jp）

エ 提出期限

令和８年１０月１３日午後４時まで

- (2) 質疑に対する回答は回答書（様式７）の提出によってのみ行うこと。補完的な資料の提出は認めない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、第８項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、首都圏、大阪圏向け動画プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が２者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお２者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお２者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点														
業務経歴	(1) 企業の業務実績 (契約金額)	令和3年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体が発注した広告業務（※）の履行実績を元請として有しているか。 ※広告業務とは、商品やサービスの魅力を伝え、ターゲットに対して効果的にアプローチするための活動（広告企画・立案、コンテンツ制作、メディアプランニング・バイイング、広告運用・管理、プロモーションの企画・実施、市場・競合分析のうちいずれかの業務）をいう。なお、イベント実施業務に付随して行った広告業務など、一の契約の一部に広告業務が含まれる場合については、広告業務部分のみを評価の対象とする。 なお、評価点は以下を基準とする。	5点	5点														
		<table><tr><td>契約金額</td><td>評価点</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>5点</td></tr><tr><td>800万以上1000万円未満</td><td>4点</td></tr><tr><td>600万以上800万円未満</td><td>3点</td></tr><tr><td>400万以上600万円以下</td><td>2点</td></tr><tr><td>200万以上400万円以下</td><td>1点</td></tr><tr><td>履行実績なし</td><td>0点</td></tr></table>			契約金額	評価点	1000万円以上	5点	800万以上1000万円未満	4点	600万以上800万円未満	3点	400万以上600万円以下	2点	200万以上400万円以下	1点	履行実績なし	0点
		契約金額			評価点													
		1000万円以上			5点													
		800万以上1000万円未満			4点													
		600万以上800万円未満			3点													
		400万以上600万円以下			2点													
		200万以上400万円以下			1点													
履行実績なし	0点																	
（提案内容）		90点																
(1) 企業の業務実績 (制作能力)	・本業務の遂行に資する、訴求力や集客力のあ る十分な動画制作実績を有しているか。		6点															
	・WEB広告業務（官民間わない）におけるラン ディングページ制作実績があり、訴求力及び誘導性の高い受け皿コンテンツの企画・制作能力を有しているか。		4点															
(2) 業務実施体制		・担当者の経験年数や経歴が本業務の効果を十分に発揮できると期待させる人材が配置されているか ・人員体制が整っており、スムーズに事業を実施することが期待できるか	5点															
(3) 業務計画		・コンテンツ製作期間、広告期間に対する考え方が本業務を実施するにあたり、最大限効果	10点															

		が示される内容となっているか。 ・ 広告期間中のモニタリング、配信分析が事業の効果を高めることに資する提案となっているか。	
(4)	動画制作提案	・ ターゲットの関心事項を理解し、それに対する本市のアピールポイントが適切であると認められるか。 ・ 事業戦略を踏まえたストーリーや表現方法であるか。 ・ ターゲットの関心を惹きつけることが期待できる提案であるか。	30点
(5)	Web 広告の配信提案	・ 広告媒体の選定は適切であり、効果的な広告発信が期待できる提案であるか。	15点
(6)	ランディングページの企画	・ ターゲットの関心事項を受け止め、さらに姫路を知りたくなることが期待できる提案か。 ・ 首都圏の閲覧者、大阪圏の閲覧者ともに対応している提案か。	20点

※1 下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

配点は5点とし、以下の算出式により算出する。

$$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 5 \text{ 点}$$

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点（95点満点）と提案金額に関する評

価点（５点満点）の合計により算出する。

(3) その他

- ア 提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。
- ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- オ 契約候補者の特定を令和８年１０月２１日（予定）に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- カ 特定された契約候補者は、令和８年１０月２７日午後４時までに、本件業務の見積書をひめじ創生戦略室に提出すること。
- キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和８年１１月５日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

１１ 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が２人以上あるときは、前項第１号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

１２ 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第１０項第１号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりひめじ創生戦略室に持参又

は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第423号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。

- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙 1 のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が 2 者の場合は、姫路市情報公開条例第 7 条第 2 号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書をひめじ創生戦略室まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)